

進対策の方針を決めました。

農家への配分方針

▽耕作面積に対し一律24・1%で配分する。(ただし、20アール未満の飯米農家に対しては、目標面積の枠外で一律24・1%の協力をお願いする)

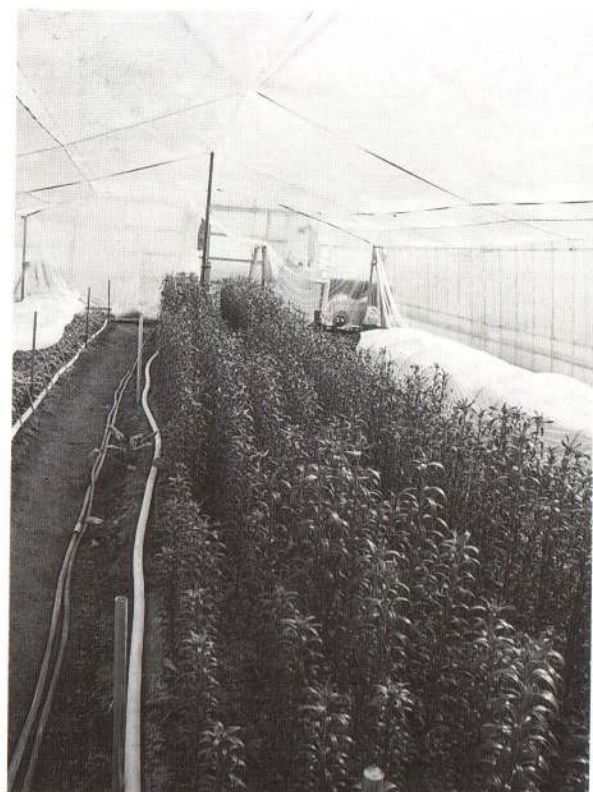
▽定着除外面積が配分面積より多い農家については、その面積を考慮して配分する。

▽加工用米については、目標面積から定着除外面積を差し引いた面積に対し一律7・55%で配分する。

▽加工用米を出荷しない場合は実転作で対応できるものとする。

転作助成金は減額

新対策の転作助成金の種類は、



地域調整推進事業(とも補償)が新たに加わるものの前対策とほぼ同じですが、助成単価は大豆、ソバなどの一般作物(四千元)や野菜、葉タバコなどの特例作物(七千元)が据え置かれるものの、永年性作物(二万円→一万二千元)や団地加算(二万円→一万二千元)などは引き下げとなりました。

新たに「とも補償」に助成

今年度から新たに「地域調整推進事業」が導入され、集落、地域内などでの「とも補償」を支援するための助成金が交付されます。

とも補償の主な要件

▽計画地域内の3分の2以上の農家が参加して「とも補償推進計画」を策定すること。

▽農家等の拠出により基金を造成すること。ただし、基金の造成額は国からの助成額を上回らなければなりません。

▽助成される金額は、参加農家率により異なります。

未達成の場合の措置

新食糧法下では、価格の安定を図るため、生産者自らが今後も生産調整を着実に実施することが必要です。「作る自由、売る自由が認められた」といっても、価格安定のための生産調整の目標を示さず、個々の判断にだけ任せていては、不公平感が出るばかりでなく、経営を圧迫しかねません。このため、目標面積が示されたわけですが、その実効を確保するため目標を達成しなかった場合は次の取り扱いとなります。

▽未達成農家からは政府米を買い入れません。

▽自主流通米に含まれている計画流通助成金は返還対象になります。

▽集落が未達成の場合は、集落内全員へ水田営農確立助成等の加算が交付されません。

▽市が未達成の場合は、水田営農と関連する補助事業の採択の優先順位が下げられます。

以上のような措置がありますので、生産者のかたがたのご理解とご協力をお願いします。

米の販売業の

登録に関する説明会

北秋田農林事務所では、新食糧法に基づく米穀販売業の登録手続きに関する説明会を次のとおり開催します。

とき・平成8年3月6日(水)
13時30分

ところ・中央公民館
2階 視聴覚ホール

対象

新規登録希望者、既存卸売業者、既存小売業者、秋田食糧事務所ほか

お米の表示が わかりやすくなりました

消費者のお米の選択の目安となる精米の表示制度も工夫され、よりわかりやすく、より安心してお買い求めできるようになりました(平成8年3月末までは旧表示も可能となっています)。

新しい表示では、どこで穫れたのか、何という品種か、何年に穫れたのかが一目でわかるようになりました。

食糧庁精米表示基準に基づく表示				
品名	精米			
原料玄米	産地	品種	産年	使用割合
	A県産	コシヒカリ	7年産	40%
	B県産	ササニシキ	7年産	20%
	その他			40%
(うち 未検査米)			10%	
正味重量	5 kg			
精米年月日	7. 11. 1			
販売業者名	〇〇米穀卸株式会社 □□県〇〇市△△町▽▽1-2 TEL 012(345)6789			
又は	〇〇米穀卸株式会社 △△精米工場			
精米工場名	□□県△△郡▽▽町〇〇3-45 TEL 0123(35)9876			

〇〇県 指定表示精米			
品名	精米	区分	特
原料玄米	1類60%以上		
販売価格	(欄外に記載)		
正味重量	5 kg		
精米年月日	(欄外右に記載)		

▲旧表示例

◀新表示例